

重要事項説明書 [居宅介護支援]

1. 事業者

事業者の名称	鈴鹿聖十字会
法人の所在地	三重県三重郡菰野町宿野1433番地の74
法人の種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 藤田 隆太
電話番号	059-394-2511

2. ご利用事業所

事業所の名称	聖十字保々在宅介護サービスセンター
事業所の所在地	三重県四日市市中野町字源内2492番地
事業所番号	2470200979
センター長	大賀 崇宏
事業所の管理者	舟木 精一
電話番号	059-339-7788
FAX番号	059-339-7211
通常の事業の実施地域	四日市市（保々、下野、県、三重、桜地区）、菰野町、東員町、いなべ市大安町

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	介護保険制度下での居宅介護支援事業として、介護および支援の必要な利用者に、一人ひとりの環境等に応じた利用者自身の選択に基づく福祉サービスを、効率的に提供することを目的とします。
運営の方針	「利用者にとってもっとも有利なサービスを提供する。」ということを目指し、利用者の方々に尊厳をもって安心して利用していただけるよう、公正中立に運営します。

4. ご利用事業所の職員体制 2024年4月現在

ご利用事業所の従業者の種類	員数	勤務体制
管理者	1名	常勤兼務 1名
介護支援専門員	2名	常勤兼務 1名、非常勤専従 1名 勤務時間 8:30~17:00（常勤）、 9:00~17:00（非常勤）

5. 営業時間

営業日	日曜日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く毎日
営業時間	8時30分～17時00分

6. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れ

利用者及びそのご家族等より、利用申込みの依頼を受け、「契約書」及び「重要事項説明書」の締結後にサービス提供を開始します。

7. 居宅介護支援の内容について

(1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成等

- 課題分析（アセスメント）の実施
- サービス事業者との連絡調整
- サービス担当者会議の開催（新規利用開始時、介護認定更新時及び変更申請時、又は必要時等）
- ケアプランの実施状況の把握・評価（モニタリング：少なくとも1月に1回以上、利用者様居宅を訪問）の実施

(2) 要介護等認定の申請に係る援助

(3) 給付管理業務

(4) その他必要に応じ、各関係機関との連携による援助

8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

9. 利用料金

(1) 利用料について

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※介護保険適用の場合でも、利用者の介護保険料の滞納等による償還払い時の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額（告示上の報酬額）となります。また、お支払い時に領収証及びサービス提供証明書を発行します。その後、サービス提供証明書を市町村の窓口に出すと、保険給付分の払い戻しを受けることができます。

※厚生労働大臣が定める基準額（告示上の報酬額）については別紙1を参照して下さい。

(2) 交通費について

利用者の居宅が、当事業所の通常の事業実施地域の場合は 無 料 となります。

通常の事業の実施地域を超えて居宅を訪問、指定居宅介護支援を行った場合は、実施地域を超えた地点から起算し、その距離数に応じて交通費をいただきます。

(1 キロメートルにつき 30円)

10. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 利用者が医療系サービス利用を希望される場合等は、利用者の同意を得て、主治医等の意見を求め、この意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画の交付を行います。
- (5) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (6) 感染症等蔓延の場合、テレビ電話装置等を用いてのサービス担当者会議等を実施し、利用者又はその家族が参加の場合には、利用者又はその家族の同意をいただきます。
- (7) サービス提供に当たっては、利用者に提供される指定居宅サービス事業等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着通所介護）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない等を踏まえ、直近の前 6 ヶ月間に当該居宅介護支援において作成された居宅サービス計画書における指定居宅サービス事業者等を位置付けられた総数のうち、指定居宅サービス事業にそれぞれが位置付けられた数が占める割合、及び同一の指定居宅サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等につき、その内容を利用者又はその家族に対し、文書の交付と口頭での説明を行います。また利用者から署名をいただきます。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 当事業所従業者または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村等関係機関に通報します。

虐待防止に関する責任者	センター長 ： 大賀 崇宏
-------------	------------------

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13. 苦情等の処理について

苦情処理の体制、手順

- （１） ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- （２） 苦情や相談があった場合、苦情相談担当者はしっかりと話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握や事実確認に努めます。
- （３） 苦情相談担当者（対応者）は速やかに管理者に状況等の報告を行い、ご利用者様またはご家族様の立場に立った適切な対処方法を検討します。
- （４） 検討内容については適宜連絡いたします。また、最終的な対処方法などは必ずご利用者様またはご家族様へ報告します。
- （５） 苦情または相談内容については真摯に受け止め、個人情報の取り扱いに十分配慮した上で、再発防止策や今後のサービス向上のための取り組みに従業者全員で検討します。

当事業所の 苦情・相談窓口	担当者 センター長 : 大賀 崇宏 電 話 059-339-7788 FAX 059-339-7211
四日市市介護保険 相談窓口	所在地 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 介護保険課 電 話 059-354-8190 FAX 059-354-8280
三重県国民健康保 険団体連合会	所在地 津市桜橋二丁目9番6号 三重県自治会館内 電 話 059-222-4165 FAX 059-222-4166
三重県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 津市桜橋2丁目131番 三重県社会福祉会館内 電 話 059-224-8111 FAX 059-213-1222

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

15. 緊急時等における対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合には、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

16. 事故発生などの対応等

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族及び市町村へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

17. 附 則

この重要事項説明書は、令和6年4月1日より実施します。